

発言者	発言内容
事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度、第1回埼玉県児童虐待防止対策協議会を開催いたします。本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、当協議会会長の 大野元裕 埼玉県知事からごあいさつを申し上げます。</p>
会長	<p>本日は、令和元年度第1回、埼玉県児童虐待防止対策協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。関係団体の皆さまに、お集まりをいただき、児童虐待の根絶に向けて、本協議会を開催するのが、本県においては初めて、また都道府県レベルでは本県が最初となります。どうぞよろしく願い申し上げます。</p> <p>さて、本県では、児童虐待の通告件数が年々増加をしており、平成25年度から30年度の間、約3倍となりました。こうした中、子供たちが安心して安全に生活でき、健やかに成長できるよう環境を整えることが、喫緊の課題となっております。現在、県の児童虐待防止対策といたしましては、児童相談所を中心に、県教育委員会や、県警察本部とも連携、協力して取り組んでいるところでございます。しかしながら、子供や子育て環境、家庭を取り巻く問題が、多様化、複雑化しており、行政だけで解決できるものではなくてまいりました。地域において、多様な角度から、きめ細やかな対応、見守り、支援、虐待防止の網目を築き上げていくことが大切と考えています。こうした中、児童虐待防止への取り組み強化について、関係団体の皆さまに、お声掛けをさせていただきましたところ、喜んで参加したいというお返事をいただきました。心から感謝を申し上げます。あらためて、本当にありがとうございます。</p> <p>本協議会では、児童虐待について、現状や課題を情報共有するとともに、虐待防止に向けた施策への意見、提言、関係団体間への連携方策や、困難な事案についての検討を行ってまいりたいと考えています。皆さまのご知見を賜り、児童虐待防止対策に全力で取り組んでいきたいと考えております。2015年に、国連で採択されたSDGsの基本理念の下、埼玉版SDGsを推進し、誰一人取り残さない社会をつくり上げていきたい、その思いで、未来を担う子供たちが笑顔で暮らせる埼玉県をつくり上げてまいります。ぜひとも皆さまにおかれましては、今後ともご協力をお願い申し上げます。私からのごあいさつ、お願いとさせていただきます。今日はどうもありがとうございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>本日は第1回目の会議となっております。名簿順に、委員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>また、本日事務局といたしまして、知久福祉部長をはじめ、関係課の職員が出席させていただいております。お手元の座席表のとおりでございます。時間の関係もあり、紹介は省略させていただきます。ご了承ください。</p> <p>それでは、これより議事に入りますが、ここからの進行は、大野知事をお願いいたします。なお、知事は他の公務により、14時50分に退席をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議事をさせていただきます。先ほど申し上げました、事務局からございましたとおり、途中退席となります。失礼をおわび申し上げます。それでは座って議事を進めさせていただきます。</p> <p>最初に、副会長の選任を行いたいと思いますが、要綱に基づきまして、私のほうから指名をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>それでは、副会長に、埼玉県医師会会長の金井忠男様をご指名させていただきます。金井様、こちらをお願いいたします。それでは、金井副会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>副会長に指名いただきました、金井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど大野会長からお話にございましたけれども、根絶に向けてということでございます。現在、児童虐待については、強い課題認識から、防止等にご尽力をいただいているのかと思いますけれども、なかなか行政だけではという話もございました。そういう中で、関連団体として、われわれも集まったことですので、ぜひしっかりと、協議会が有効に働くようにしていきたいというふうに考えていますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>よろしく申し上げます。副会長、ありがとうございました。それでは、次に次第に従いまして進めさせていただきますが、次第の 5、県の児童虐待の現状と取組について、事務局から、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (こども安全課長)</p>	<p>こども安全課長の岩崎でございます。よろしく申し上げます。着座にて、説明させていただきます。県の児童虐待の現状と取組を説明させていただく前に、資料 1 をご覧いただければと思います。埼玉県児童虐待防止対策協議会について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>(1)趣旨についてでございますが、児童虐待の根絶に向け関係者が一堂に会し、情報の共有や意見交換を行うものでございます。</p> <p>(2)内容につきましては、①としまして、児童虐待に係る現状・課題の情報共有。そして、②としまして、防止対策に向けた施策への意見・提言。③としまして、関係団体・機関間の連携方策の検討。④といたしまして、児童相談所における特に困難な事案についての検討を予定しております。</p> <p>(3)構成員については、ご覧のとおり、13 団体から構成をしております。そして、この協議会につきましては、県域レベルの関係団体の連携強化、そしてそのことによる県全体への児童虐待防止の機運醸成、そして皆さまがたの知見をお借りしまして、県の施策に生かす。そして、困難事案につきまして、ご助言をいただくというものを期待するものでございます。</p> <p>協議内容についてですけれども、①から③までにつきましては、開催は年数回程度、予定してございます。そして、④の困難事案の検討につきましては、発生に応じてというか、必要に応じて、随時関係機関の委員を集めさせていただくようになると思います。こちらのほうは、年数回を予想してございますので、ご了承をいただければと思います。</p> <p>それでは資料 2、県の児童虐待の現状と取組について、ご説明をさせていただきます。資料 2 をご覧ください。1 ページをおめくりください。</p> <p>1、児童虐待通告件数についてでございます。下のグラフのとおり、県内の児童相談所における通告件数は、年々増加しております。平成 30 年度は、1 万 5534 件と、5 年前の 3 倍となっております。</p> <p>次のページをおめくりください。2 といたしまして、虐待通告の主な内容でございます。まず(1)虐待の種別についてですが、4 種類ございます。その中でも、心理的虐待、夫婦間の DV を子供が目撃したり、児童への暴言などでございますけれども、こちらの心理的虐待が、約 6 割を占</p>

めているような状態でございます。

(2)といたしまして、虐待を受けた子供の年齢でございます。0歳から未就学までの乳幼児が、43.5パーセントと半数近くを占めてございます。(3)といたしまして、主な虐待者でございますが、約9割が実の父母ということになっております。

次のページをおめくりください。児童虐待通告経路でございます。円グラフのとおり、警察からの通告件数の占める割合が非常に高く、平成30年度は、65.4パーセントを占めてございます。その右に、通告件数の内訳ですね。こちらのほう書かせていただきましたので、もしかすると、皆さまの関係団体とか、機関等からも通告を受けている件数が載っております。ご協力いただきまして、ありがとうございます。

次のページをおめくりいただければと思います。4、児童相談所管内図及び管内人口等でございます。(1)児童相談所の案内図ですが、県の児童相談所は七つございます。さいたま市の児童相談所が一つで、合計八つの児童相談所から成っております。(2)管内の人口等でございますが、児童相談所別に人口、そして通告件数を掲載させていただいております。(3)児童相談所の組織でございます。特に右の下の四角で囲っているところをご覧くださいたいんですが、虐待の相談指導担当ということで、こちらの担当で、虐待の相談、そして、虐待通告後の子供の安全確認、そして一時保護、一時保護にならなかった場合にも、在宅における指導等を担当しております。そして、その一つ上の四角で囲ったところ、親子を分離しまして、施設入所等に至った家庭についても、施設入所後の家庭復帰に向けた子供や保護者への支援、これをこちらの担当で行っている状況でございます。

最後になりますが、5ページをおめくりいただきたいと思います。児童虐待に関する県の主な取組でございます。1といたしまして、虐待通報窓口の普及啓発を行っております。2といたしまして、児童相談所の体制を強化しております。児童福祉司の増員、そして、越谷児童相談所草加支所を本所化いたしまして、今年度の4月から草加児童相談所を新設いたしました。そして、迅速かつ適切な一時保護を実施しております。3といたしまして、未然防止という観点で、妊娠期からの相談支援体制の充実も図っているところでございます。4、関係機関との連携強化でございます。警察との虐待情報の共有、そして、市町村に児童相談所のOB職員を派遣いたしまして、支援をさせていただいております。そして、児童虐待防止サポーターといたしまして、保育士、幼稚園教諭、教員、

<p>会長</p>	<p>民生・児童委員の皆さまがたに、研修をさせていただきまして、育成をしているようなところでございます。以上ですが、資料の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。以上、県のほうからの現状および取組でございました。この後、もし照会事項等あれば、改めて県のほうからご答弁させていただきたいと思っております。</p> <p>それでは、意見交換に早速入らせていただきたいと思っております。最初でございますので、ぜひ、それぞれのお立場から、皆さまの問題意識等ご開示いただければと思っております。ご意見のある方は、挙手をお願い申し上げます。それでは、町長お願いします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>最初に手を挙げさせていただきまして、大変申し訳ございません。熱い思いがありますので、長くなったら申し訳ございません。私、3年前に町長になったわけですが、その前に、母子生活支援施設という、女性がDVで逃げてくる施設を、埼玉県内には七つになっているかと思うんですが、そのうちの一つを15年ほど経営しておりました。そのときに、入所する女性にこういうことをいつも私は質問します。「あなたの旦那は、車からごみを捨てませんでしたか」と聞くんですね。そうすると、大体の方が、信号待ちか何かでごみを捨てているわけなんです。ということは、その旦那なりDVをやっている男性なりは、第三者の人の立場に立つことができない。ごみを捨てる人の立場に立てないというのが、私はつくづく思っております。そこで私は、町長になって3年目なんですが、成人式のときに、「あなたがたは、デートをして、パートナーがごみを捨てたらすぐに別れなさい」ってあいさつをしているんです。そんなあいさつを3回ほどしてきているんですが。ぜひとも、教育部局では、第三者の立場に立てるような、そんな教育を、長い目で見るしかないんですけども、やっていただいて、そんな教育を展開してほしいと願っている次第であります。よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは他に、ご意見はありますか。ぜひ挙手をお願いしたいと思っております。</p>
<p>中原委員</p>	<p>すいません。質問もいいですか。</p>

会長	はい、吉川市長。
中原委員	すいません。質問も含めて。この通告件数っていうのが、これイコールの虐待の件数とイコールなんですか。というのが一点と、それを踏まえた場合、県内で地域によって特色や傾向がある、多い地域、少ない地域があるのかということ。最後にもう一つ。県のほうで、子供のショートステイ的な事業ってやっていたような気がするんですけど、その内容を。3点お願いします。
会長	それでは、こども安全課長。
事務局（こども安全課長）	虐待の通告件数なんですけども、これあくまでも表に出たという、通告があった件数でございますので、そのものということではございません。
中原委員	でも、通告があると、それは全て虐待にカウントされるのですか。
事務局（こども安全課長）	虐待なしというのもあります。通告がありましても、児童相談所で調査をしまして、虐待なしという案件が、大体1割ちょっとございます。ここでは、虐待ありと認定されたものもございます。
中原委員	じゃあ、これ、虐待の種別で1万5000件を掛ければいいということではないんですね。
事務局（こども安全課長）	そのとおりでございます。特色なんですけど、特に地域ごとというものは、私の不勉強かもしれないんですけども、特に特徴というのはいってございません。そして、3番目のショートステイの関係なんですけども、在宅支援になりますので、市町村でのサービスということになります。各市町村で、例えば、子供が少し、入院するので育てられないので、ショートステイに入るっていうのはございます。市町村の事業として実施しております。
中原委員	お金はどこから。
事務局（こども安全課長）	国、県、市町村で3分の1ずつの費用分担で事業を展開しております。

も安全課長)	
中原委員	市がそれを設置して、全部市の仕切りでこれ設ける？
事務局（こども安全課長)	はい、そうです。実施主体は市町村になります。
中原委員	分かりました。ありがとうございます。
知事	ご質問は他にもありますか。教育局は、先ほどの町長からの質問について、答弁がありますか。
萩原委員	<p>貴重な意見、大変ありがとうございます。非常に重要な視点だという認識をしております。今後、どのような対応をできるか、しっかりと十分検討したいと思います。ちなみに、教育局では、児童虐待につきましては、幾つかの取組をさせていただいておりますので、ご報告をさせていただければと思っております。</p> <p>大きく分けて、三つの取組をさせていただいております。一つ目はやはり、先生方がしっかり虐待について認識を持っている必要がございますので、研修を実施しております。まず児童虐待対応研修というものをやっております、これは小中高、人権教育の児童虐待の担当者に関しまして、学校における児童虐待対応について実施をしております。今年度につきましては、8月2日、6日、7日、参加者1247名いただきまして、児童相談所の職員の方に講師をやっていただいているところでございます。それから二つ目は、もう少し規模が小さくて、関係機関による合同研修もやっております。これは大学教授の講義、指導、それから少人数のグループワークもやっております。</p> <p>それから、もう一つ、普及啓発については、児童虐待のない社会を目指して、リーフレットを、昨年度（平成30年度）は小学校、特別支援学校の小学部の保護者に全て配布をしておりますし、今年度（令和元年度）は小学校、中学校、特別支援学校中学部の保護者宛てに配布をする予定でございます。それから、いろいろ相談窓口も持っておりますので、こういった相談窓口の周知も努めていますので、ご紹介をさせていただきます。以上です。</p>

会長	<p>ありがとうございます。それじゃあ、町長。</p>
鈴木委員	<p>今の教育局からの話を聞きまして、昨日（2月4日）の新聞に、児童虐待の保護所を熊谷に設立するという記事が出てました。30人規模のものを熊谷につくると、新聞に出ましたよね。</p> <p>それで、一つ最初に気になったのは、地元の小中学校に通うんでしょうかっていうことなんですね。そうすると、私の所でもそうですけど、問題のある子どもが、地元の小中学校に行かれると、とても迷惑を掛けたりしてきたんです。そのような点では、そういう所の施設がある小中学校の先生には、虐待を受けた子どもの理解というものがやはり必要になってくると思いますので、そういう子のことをよろしくお願ひしたいなと思っています。それが、最初の質問として、この30人は、地元の小中学校に通うのか、施設内の学習が保障されているのかというところをお願ひします。</p>
会長	<p>それでは、すいません。対話の前に、その記事については、実は予算関連の記事でありまして。いわば、報道の先走りも含めて、私どものほうから、それが正しいかどうか、現時点でお答えする立場にはないということをご理解をいただいて。一般論として、児相の一時預かりがどうなるかということについて、こども安全課長お願ひします。</p>
事務局（こども安全課長）	<p>実は、一時保護所に入所しているお子さんは一時的な入所ということもでございます。そして、子供の状態も虐待を受けて非常に不安定になっていたりとか、親御さんと分離していますので、親が入所に関して反対している場合もでございますので、学校には基本的に通っておりません。ただし、一時保護所の中に、教室がございまして、教員OBの方に来ていただいて、お勉強していただく、学習機会を保障していく、そういったような状況でございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは他に、ご意見等ございますでしょうか。それでは先生、お願ひいたします。</p>
吉澤委員	<p>埼玉弁護士会会長の吉澤でございます。2017年の児童福祉法の改正があって、それによって弁護士の配置が固定化されたということなんですけども。埼玉の場合は、ほとんど20年ぐらい前から、もう既に弁護士が</p>

	<p>定期的に児相のほうで法律相談やっているということのようなんですが。実は、いろいろ日弁連とか弁護士会で問題となっているのが、どのような立場から相談を受けるのか。県の立場から受けるのか、児童相談所の立場から受けるのか。あるいは、子供の立場から受けるのか、親の立場から相談を受けるのか。ある意味、そういう利益相反的なところがあって。そういうものにどういうふうにして対応をするのかということが、非常に問題となっているんですね。</p> <p>実は、これ従前、埼玉中央児童相談所、このアンケートっていうのがございまして。その中で、この児童相談所の非常勤弁護士というのが、県を相手の訴訟案件とか、そういうふうに関わるものは、一切相談できないというような、そういうふうなアンケート結果もあるんですが。その辺の、どの立場から弁護士がこの児童相談所の担当の弁護士が、どういう立場から、その相談を受けたらいいのか。その辺のところについては、県はどのようなご認識なのか。また弁護士会に対する要望等あれば、その辺のことを教えていただきたいと思います。</p>
事務局（こども安全課長）	<p>ありがとうございます。弁護士の先生方には大変お世話になっております。児童相談所に、各嘱託の弁護士を配置させていただいて、いろいろご相談させていただいております。私のほうの認識は、やはり子供の立場に立って、活動していただきたいというふうに思っております。あと、児童相談所の関係はありましたら、児童相談所の所長がおりますので。</p>
事務局（中央児童相談所長）	<p>いつもお世話になっております。例えば、保護者が入所に反対した場合の審判申し立てというのは、これは児童相談所長がやるということになっています。最近では、弁護士の先生に代理人となっていただいています。先ほど出た法律相談ですとかで、相談所長としてご助言をいただいて、最終的には相談所長が判断をして、申し立てをしていくものと考えてやっております。保護者側というお話がありましたけれども、かつてはあまりありませんでしたが、最近では、保護者のほうに弁護士が付いて、いわゆるまさに保護者側に立った弁護士の方が対峙されるということもありますので、弁護士の先生にご相談する機会が増えていくという状況にございます。</p>
会長	吉澤先生、よろしいですか。

吉澤委員	<p>ありがとうございます。実は、スクールロイヤーという、子供のいじめの問題がございまして。弁護士が、スクールロイヤーという形で関わる場合に、本当に親の立場から、学校の立場から、教育委員会の立場から、子供の立場から相談を受ける。その場合に、どの立場でどういうアドバイス、相談を受けたらいいのかというのが、非常に難しいところがございます。そういうところを整理する、検討する必要があるかなということで、話し申し上げたという次第です。今後、弁護士会のほうにもご要望があれば、何でもお寄せいただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にございますでしょうか。どうぞ、大島先生。</p>
大島委員	<p>ちょっと質問なんですけども。県の児童虐待の現場を、2 ページのところ。育児放棄と虐待が同じネグレクトに。これは育児放棄と虐待というのは、同じやりとりと考えていいのかということを知りたいんです。というのは、僕は歯科医なんですけども、健診と口腔崩壊について、本当に治療が少ない子と、している子とが、ひと目見て分かるぐらい、違うんですよ。ちょっと問題あるなと思って、教員と、口腔崩壊って発言していいのかどうか分からないんですけども、独り親で、お母さんも仕事してあっていうふうになると、金銭的には今、治療費は小中学生、ほとんど無料ですので。時間的に割いてあげてればいいというポイントがあるんじゃないかと思うと。それが、治療放棄によるものなのか、本当に家庭貧困によるものなのか。この表のように、虐待もそうなのか。この辺の線引きっていうか、区別ってというのはいつも悩ましくて。一応、教員の先生には、注意してくださいってことは言うんですけども。どういうふうにある程度取り扱ったらいいのかっていうことが、とても悩ましいんですけども、この辺いかがでしょうか。</p>
会長	<p>答弁を。</p>
事務局（こども安全課長）	<p>法律の定義では、児童の発達を妨げる現象ですね。あとは、長時間の放置という事例で、ネグレクト、虐待であるというふうに定義をしております。具体的なものについて、貧困なのかネグレクトなのか、線引き</p>

	<p>が難しいというのはございます。やはり、食事。要するに心身が正常な発達がきちんとできるような、食事をきちんと出しているか、そして子どもだけで夜、誰もいないってということもあります。安全面でも非常に不安です。その辺が一つの判断材料になるかと思っはおります。</p>
<p>事務局（中央 児童相談所長）</p>	<p>実際の状態と、あと家庭がどうなのかっていうことについてですが、例えば、貧困が原因であれば、貧困のことに何かサポートすれば、親が受診させる意思があれば、それは受診につながるという形になります。一方で、経済的にも余裕があるんだけど、何かしらの意図で、全く受診に動くには至らないとかいうのがあれば、それはやはりネグレクトという判断になるのかなと。その辺の対応については、疑いがあつたときに通告をいただいて、調査をして、判断をし、どういった支援をしていくかというような形になります。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか、大島先生。他、委員の先生、いかがでしょうか。町長どうぞ。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>提出していただいた資料の2ページで、私も見て驚いたんですが、実の母からの虐待が多いんじゃないですかということです。以前は、この仕事とかその前の仕事をやる前に、てっきり再婚して、義母の虐待が多いと思っていたら、実は実の母だったり。この中では、再婚した男性に嫌われたくないから、自分の子を虐待してしまうというケースが多くあるんですけども。この実の母の虐待の中の分析と、もう一歩進んで、どうしてなのかという分析かなと思います。あと、実の父の分析かな。できたら、公表をしてもらいたいです。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは課長、お願いします。</p>
<p>事務局（こども安全課長）</p>	<p>すいません。その先の分析は、今は実はしてございません。</p>
<p>事務局（中央 児童相談所長）</p>	<p>実母からの場合は、子育ての類いの中で手が出てしまう。そういったものも、この中には入っております。この資料では、統計上は父か母か二つに分かれてしまいますけども、実際の事案であれば、両親からという事案もありますが、統計的には、主にどちらかといった形で分けるこ</p>

	<p>とになっております。実母の場合養育の中の不安から手が出てしまうこともあります。あとはやはり再婚した男性による身体的虐待です。実務上やはり感じるのは、見ますとおり、ここの資料では、統計上、構成割合が少ないんですけれども、幾つかの報道でもありますように、再婚した父親によるものです。数としては少ないんですけども、非常に重篤化しやすいという理解をしております。非常にリスクが高いと思うところ です。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>今後、そのところを一回、初婚でそのままいった夫婦が虐待するケースと、再婚して虐待するケースの分析をしていただければいいんじゃないのかなというふうに私は思いました。</p>
<p>中原委員</p>	<p>二人だけでしゃべっていて、申し訳ありません。私も虐待に取り組んでいて。今、行き着いてる場所が、親へのアセスメントをしておるところなんですね。今、町長が分析しているのかってお話があったんですけど。うちは、講師を招いて講演会をやってるんですけど。精神が不安定な状態の親が9割近いと。自分が虐待されていたという、被虐待されたママ、被虐ママは、10%も満たないぐらいというのが、現場からの報告で上がってて。非常にそれを感じます。ですから、今、町長が言っているのは、結婚、再婚という分類で見ていく状況の見立てもあるとは思いますが、基本的には、コミュニケーションが取れるか取れないか。痛みを感じられるかどうかというところに、全て集約されるのではないかなと思っているので。今後、現場に入った職員が、親のアセスメントをしっかりとれるような、カードなり、そういったものを共有して、持とうじゃないかっていうところまで今、うちのまちはいっている。ぜひその観点も少し見ていただけると、かなりの問題が見えてくるんじゃないかなというのがあります。</p>
<p>会長</p>	<p>答弁ありますか。</p>
<p>事務局（こども安全課長）</p>	<p>虐待の原因についても、おっしゃるとおり、パートナーとの関係が、件数としては38パーセント、保護者の方の精神疾患が17パーセント、保護者の方が未熟だということが、大体4パーセントぐらいあります。その虐待の要因についてという観点から、分析はしてございますが。先ほど市長がおっしゃったように、親のアセスメント、そういった視点か</p>

<p>中原委員</p>	<p>らも分析したいと思っています。</p> <p>ぜひ精神という面から切り込んでもらえると、かなり違うんじゃないかなという。その後の対応が違ってくると思います。ついでにもう一点だけ。さっき言った、地域別にあまり傾向を感じないというお話がありましたけど。一番不安なのが、引っ越しをしてきた人の家族の中に、かなりハードなケースがあつて。地元にもなじんでいない。小さなアパートに住んでいるっていうパターンが、吉川市は結構多いんです。これ、計算したら、管内人口の人口と通告件数を見ると、草加が出て、0.0024ぐらいのパーセンテージで、南も0.0025って、若干他より高いですよ。ということは多分、うちは住みやすいまちで、東京ほど東京じゃないんだけど、あまり田舎過ぎないし、値段もそこそこ手頃なので、いろいろなまちから引っ越しをしてくる若い家族が多い。そういったところの分析もちょっとしていただいて、対応を考えていただくと、埼玉の中で、若干南側、東京寄りっていうのは、虐待の危険性とか、そういう高いのではないかと。ぜひ、そういう視点も入れていただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、松田委員。</p>
<p>松田委員</p>	<p>現状の資料から入ったところの5ページなんですけども。児童虐待に関する県の主な取組の3番のところ。妊娠期からの相談支援体制の充実のところ。平成27年に『健やか親子21(第2次)』が出た後で、気になる妊婦という、特定妊婦の申告を保健センター、保健所だけにしていく、ということがうたわれまして。それに対して、先ほど大島先生がおっしゃったんですけど。貧困なのか、ネグレクトなのか、ただ口腔内の状態が悪いのかっていうのを、なかなか判断しにくいってお話ししましたけど。</p> <p>私たち看護職も、特定妊婦の定義はもちろんありますけれども、初めに気になる妊婦ということで、例えば、若年の夫婦であるとか、夫婦間の年齢差が12歳以上あつて、非常に離れているとか。それから、妊娠してもなかなか妊娠届を出さない、妊娠期がかなりおなかが目立つようになってから、初めて受診をするとか。それから、お母さんがいつも1人で受診をするとか。サポートする人がいないとか。そういった中から、気になる妊婦というレベルでまず関わっていくことで、産まれる前から</p>

	<p>支援が必要な人というのを、見極めるといいますか、見つけるということを通して。その後は、保健センターの保健師、それから産むときは、今度は医療機関の助産師ということで。そこでも連携をしておく、未然に虐待防止につながるような、望まれない妊娠であったりしても、子供さんの命を守ることができるというような活動につながるということ、少しずつですけども、実践してきておりますので。ぜひ情報を医療機関に流していただき、私たち看護職は虐待の現場を見つける。例えば、救急でいらっしゃったときに、このあざは何だろうとか、小児科医に見せる前にまず気が付くというところの仕事をしておりますし。また、産まれる前から関わるという点では、皆さまがたとはまた違った意味で、役目があるのかなと思っておりますので。ぜひ、こちらの活動のほうで、連絡することができればというふうに考えています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。具体的に情報を流す経路とか、あるいはどういう場面っていうのがもしあれば教えてください。どういう情報が欲しいか。</p>
松田委員	<p>保健所や保健センターから、情報が各医療施設には来ますので。そういう点では、各病院がキャッチするんですけど。ただ、病院の中でも、こういったことにアンテナが高い所と、そうでない所がありますので。ぜひ、例えば看護管理者に伝わることで、その病院の医師を動かすことができたり、なんていうこともあつたりしますので。看護協会に言っていただければ、看護協会から、「このようなことが、県から来ております、これはもう大変重要なことです。」というようなインフォメーションをすることができますので。ぜひ、お声掛けいただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>会議の途中ですけども、事務局から申し上げます。知事が退席となります。この後の進行につきましては、金井副会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>大変申し訳ございません。今後ともよろしく願いたします。 (会長退席)</p>
副会長	<p>それでは、進行役を務めさせていただきます。ただ今まで、非常に重要なお話をいただいております。またいただいている最中でもございま</p>

	<p>すので、引き続き、ご意見を頂戴をしたいと思います。ご意見のある委員の方がおられたら、お願いしたいと思います。それではございますでしょうか。お願いします。</p>
<p>吉澤委員</p>	<p>暴行等で、非常に悲惨だと思う案件があるわけですがけれども。劣悪な家庭環境の中で虐待があつて、最後の、何と申しますか、頼れる所というふうに児童相談所に保護を預けられる。しかしながらその親というものが、親権行使ということで、またその親というのが、非常に暴力的で、威圧的で、それに屈してしまつて、また帰して、その劣悪な家庭環境の中で、死亡ということが起きているというのが、いろいろ報道等で聞くとところなんです。埼玉の児相の場合、そういうようなときもある。難しいと申しますか、非常に威圧的で、暴力的な親の親権行使。そういうものに対して、どのような方策で対応して、子供の保護をされているのか。そういう現状ならびに対策というあたりも、非常に大事だと思いますので。</p>
	<p>副会長</p> <p>お願いします。</p>
<p>事務局（こども安全課長）</p>	<p>親権の問題とか、訴訟関係と、あと威圧的な親の対策。やはり児相に、嘱託の弁護士の先生に随時ご相談をしているような、そんな状況がございます。ひと月に1度、定期的にご相談にのっていただいています。それ以外に随時案件があれば、ご相談していいということですので、随時のご相談をしています。あと訴訟とか、審判の確認ですね。お世話になっている状況でございます。威圧的な親に対する立ち入り調査ですとか、警察にご協力をいただいています。臨検捜索の研修会を1年に1回ですね、していただいて、警察学校のほうで研修をやらせていただいています。それは児童相談所と警察の方に、ご指導いただいています。あと、児童相談所の警察OBの方に2名来ていただいて、それで威圧的な親への家庭訪問ですとか、面接とか、一緒に同行していただいて対応すると。そういったような状況でございます。</p>
<p>副会長</p>	<p>ありがとうございます。あくまで、今、お話になった質問の中の、過去のうちの悲惨な事例とか、劣悪な状況とか、そういうもの把握されるんだと思いますが。それについては。過去のものですか。</p>

事務局（中央 児童相談所長）	<p>いろいろな報道でもあるんですけども、おっしゃるとおり、少なくとも県の児相では、面接の場面などで暴力的であれば、即警察に届け出をするなどという形で、そういう親に対しては、決して応じないというのが私たちのスタンスです。できないことはできないと。当然、劣悪な状況であれば、子供の立場に立って法的な対応が時には必要になるということだと思います。身体的虐待で、けがをしているという時は、虐待があったかということが、相当分かりやすいんですけども、心理的虐待、例えば子供が家に帰りたくないとかについては、親はなかなかそれも虐待だと分からない。例えば、精神科の診察を受けて、状態が重い子供にほど難しいようで、なかなか虐待だと分からない。それで、児童福祉法28条を活用して対応することになる。一人一人に応じてではありませんけれども。こちらは、きちっと子供の立場に立って、先生がたに相談をしながら進めていきたいと思っています。</p>
副会長	<p>ありがとうございました。よろしゅうございますか。他にございますか。あとは、先ほど吉川市長さんからあった、地域から移るという問題がございましたね。地域性があるかどうか。地域から、このような人たちが移る、他県からの連携というのは、どういうふうになるのか、教えていただければと。</p>
事務局（こども安全課長）	<p>やはり引っ越してきて、引き継ぎというのが非常に問題になると思うんですけど。基本的には、重要な案件につきまして必ず児童相談所、もともと受けた所で対面で引き継ぎするようにしております。ただ、軽微なものについては、文書というところではあるんですけども。ただきちんと移管するまでは、両方の児相できちんと対応することというふうになってます。エアポケットに入らないように、引き継ぎについては非常に慎重に対応してるような状況でございます。以上でございます。</p>
副会長	<p>ありがとうございます。鈴木委員。</p>
鈴木委員	<p>いつも気にしていること。1月16日の新聞には、全国の児相でリアルタイムに警察とやりとりするという新聞記事がありまして。私の町の隣が千葉県野田市です。少女が父親から虐待を受けて亡くなってしまい有名になりました。野田市長と私はよく話をするんですが、私たちは、いろんな反省を踏まえて、良い対応策等を考えますから、皆さんに要求し</p>

	<p>ていただきたいということです。具体的なことは分かりませんが、その場においては、野田市さんが、どのような、良い方策を立てたのかということ、調査するのも一つの方法かなと思います。要するに、野田市長は隠そうとしてみませんから大丈夫です。</p>
副会長	<p>ありがとうございました。ご意見頂戴いたしました。他に何かご意見等、ございますか。お願いいたします。</p>
喜多濃委員	<p>すいません。私のほうからは保育協議会のほうから参加させていただいたんですけど。先ほど中原市長さんのおっしゃった、市をまたいで引っ越して来たときに、そういう重篤な例がある。実は現場の中では、結構それを感じているんです。それで児相さんが絡んでるケースと、市町村レベルでやってるケースとありまして。児相さんに案件が全て行って、一時保護とかそういうふうになった瞬間に、市町村は一切関わらなくなっちゃいます。現場のほうも、もう一切子供と関わらない、親とも関わらないって判断をくだされちゃうので、そのときにぶつと切れちゃうっていうのが、現場サイドの感想なんです。それで市町村とやり合っているときには、民生委員さんともいろんなところと、連携をしながら、あと保健師さんと連携をしながらやってくんですけども。あまり介入し過ぎてしまうと、クライアントは出ていってしまうんです。現場のところで、介入し過ぎてしまうと、敏感にやっぱり、そういう保護者の方で察してしまうので、もう引っ越しをしますと。引っ越し先で、次に施設や行政につながりますので教えてくださいと言っても一切教えてくれないで、ずっと来なくなって、どっかに引っ越したっていうケースがあります。引き継ぎができないっていうことが、実は現場の中で起こってます。</p> <p>違う所の市町村から来たクライアントが、うちの園に相談にきたときに、泣きながら話をされていて、あまりにもひどいなと思って、市に電話をしたら、その方をずっと探してましたっていう例も、現場の中でもあります。その辺のネットワークをもっと取れるような、何かをつくっていくといいんだろうな。情報がぱっと入れるようなシステムをつくっていくいいのではないのでしょうか。</p> <p>やはり現場の中で、どうしても専門職がない中、対応に慣れていないところに、威圧的な人とか来たときに、やっぱり現場も女性がほとんどの職場なので、一方的に、こう言われてしまうと、本当に萎縮してし</p>

副会長	<p>まう。できれば私は、保育園や幼稚園の中に、相談員さん、ソーシャルワーカー的な人の配置をしていただくようなことを考えていただけるとありがたいなと思っております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。まず2点いただいております。外へ出たときのネットワークがいかがかというのと、専門職の配置について。</p>
事務局（こども安全課長）	<p>確かに、地域の中でのネットワークは非常に大事です。その核となるのが、市長さんおっしゃったように、要保護児童対策地域協議会です。そのネットワークをもう少し強化したり、地域間の引き継ぎも非常に重要だと思えます。今、要保護児童対策地域協議会の運営の仕方も、各市町村に、児童相談所OB職員を派遣して、適切な運営について指導したり、支援したりしています。その後でも、それだけ貴重なご意見いただきましたので、職員に申し上げまして、それでより強化していきたいと思っております。あと、他県との引っ越しの中も、いろんな他県との会議とかもございますので、そんなところで情報や課題共有もしていきたいと考えております。</p> <p>また専門職の配置等についてですが、もし威圧的な親御さんがいるような案件がございましたら、市町村のほうにご相談いただき、市のほうで、もし課題を抱えて、その問題を頂戴したとすれば、児童相談所のほうに上げていただければ、児童相談所の嘱託の弁護士の先生が、相談にのるよということで、助言をいただいております。市町村経由でもし何かありましたらご相談いただくのも可能だと思えますので、そういったところも周知しながら対応していきたいと思っております。</p>
副会長	<p>よろしゅうございますか。他にございますか。今までいただいた論点、で幾つかあったことは、非常に重要だなと思ったところでございます。先ほど、問題点もう少し掘り下げてくれとのお話がありました。松伏町長さんからあった、虐待の分析の問題。それから吉川市長さんから、地域でのことであるとか。そういう問題について今後検討するという形を取っていくかということなんですが、そこら辺を、簡単に事務局からお願いします。</p>
事務局（こども安全課長）	<p>いろいろ課題もございますので、今回の議論を踏まえまして、少し次回以降の協議内容ですとか、そういうことを考えていきたいと思ってお</p>

	<p>ります。</p>
<p>副会長</p>	<p>ありがとうございます。それから要対協の話もお話をいただいたのですが。要対協についてですが。これは、各地の要対協は同じような働きというか、同じような内容なんでしょうか、現状としては。</p>
<p>事務局（こども安全課長）</p>	<p>人数的には、きちんと定めがありますので、それを各市町村で運用しているということになるので。ある程度の内容は、同じだと思うんですけども。もしかすると運用の仕方が、多少市町村によって異なる場合もあると思います。児童相談所のOBを今、市町村に派遣したりしておりますので、各市町村の状況も聞きながら的確なアドバイスをさせていただくように、手前どものほうで少し言及していきたいというふうに思っております。あと市町村に対しての会議ですとか研修もございますので、そういった機会を通じまして市町村のほうには、お話をしていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。</p>
<p>副会長</p>	<p>ありがとうございます。他に何かご意見の方、はいお願いします。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>よろしいですか。この会議にもっとリアル、リアルっていうのは、最も虐待に接してるのは、乳児院か養護施設だと思うんですね。乳児院や養護施設がここに入らなかった理由というか。入れたほうが、私はもっと切実に接している人たちで、意見もたくさんあるんじゃないかと思えます。</p>
<p>事務局（こども安全課長）</p>	<p>一つは児童虐待の防止という観点だったので、この関係団体のメンバーにさせていただきました。そういった虐待を受けた子どもたちを養育してる、公的に養育している方たちも非常に虐待の現状をよくご存じだと思いますので、検討させていただければというふうには思っております。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>すいません。特に乳児院は、何カ月かである程度判断して、また親元に帰して。親元からまた虐待を受けて亡くしてしまうっていうケースが、よくあるじゃないですか。そういう問題に接している、やはりするので、乳児院は特に必要なのかなという気がします。</p>

事務局（こども安全課長）	ありがとうございます。
副会長	ありがとうございました。今、ご意見を頂戴しましたけれど、要綱を見させていただくと、会議の4番でございますが、議長が必要があると認めるときは、出席を求め、その意見を聞くことができるということが説明されていて。お呼びをするっていうことは可能なのでしょうか。
事務局（こども安全課長）	制度的には可能でございます。
副会長	町長さん、よろしゅうございますか。そういう形も取れるかと思いません。他にございますか。吉澤先生から先ほどお話ありました、囑託で相談というお話があったんですが、弁護士の先生がたに相談というのは、相当多いんでしょうか、現在。
吉澤委員	改正以前からやってたんですけども、この改正を契機に市町村枠とか、そういう相談枠を設けたっていうことですよ。
事務局（こども安全課長）	今、実績、昨年度の実績でございますが。全7児相で、のべ170件のご相談をさせていただいております。今後、法改正もございますので、積極的に弁護士の先生から、ぜひご相談してくれと言われております。
吉澤委員	市町村枠っていうのはあると思ってたんですが。
事務局（こども安全課長）	明らかに市町村枠、県枠ってことではないんですけども。本当に、市町村で起こってる案件でもいいから、児童相談所経由でどんどん相談してくれというように、頂戴しておりますので。やっぱり法的対応を強化していく必要あると思いますので、検討していきたいと思います。
副会長	ありがとうございました。他に何かございますか。それでは、一応伺いますけれども、次回でもいいんですが、今後の会議運営をどのような方針でということをお話しただけたらと思います。
事務局（こども安全課長）	定期的な会合につきましては、年数回というふうに考えております。

も安全課長)	<p>時期等については、まだ会長と副会長とご相談をしたいと思っております。時期については、改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。また困難事案の案件についてですけれども、まだそういった事案が起きたときに必要に応じて開催させていただきたいと考えておりますが。例えば、お話ありましたけれども、事例として、乳児が骨折したんだけれども、親御さんはその骨折について、親御さんは骨折させたことについては、否定してるというようなこととか。親御さんが非常に威圧的で、自分がやったのではなくて、ベッドから落ちたとか、階段から落ちたとか。そういったこと主張すると。少し、そういった反目し合うような事例が考えられます。各児童相談所からもございますので、会長、副会長とも相談して、どういった方に来ていただくか、それも踏まえて、お声掛けをさせていただきたいと思っております。</p> <p>特に困難な件について、しょっちゅう起きているわけではないので、頻繁にということではなく年にそちらも数回かなと考えております。もしかすると、緊急に起きる案件かもしれないので、いろいろご迷惑をお掛けすることもあるかと思っておりますけれども、ご協力いただければと思います。また改めてご相談させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
副会長	何かございますか。どうぞ、お願いします。
鈴木委員	<p>必要があって一時保護をする場合ですけども、一時保護をした後に、環境が改善されたっていうことで戻しますよね。戻すときの判断基準といたるところと、それから戻した後に、再度このような事例が繰り返されるのが、どのくらいの割合であるのかということ。むしろ割合が多いんだとしたら、判断項目に関して何か考えをご報告いただければと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局（中央児童相談所長）	<p>一時保護の引き取りに当たっては、例えばいろんな事例ありますけれども、保護者が起こった事柄についてきちっと説明され、振り返りとかということができていること、あとそれから、例えば改善策が示される。今までと違う、何か新しい対応を考えているとかが必要だと思います。まず親のほうが、例えば虐待があれば、そこをどう振り返れるか。当然ですが、ここからがやはり長くかかる。また家庭環境、今まで疎遠だった親族が少し協力するとか。そういった形で、少しでも今までと違った体</p>

	<p>制にするというようなことであれば、それらについて協議をして、大丈夫と判断をして帰すと。帰せないという判断をすることもある。帰した際は、やはり児童福祉指導という在宅指導の枠をかけてやって、児童相談所での管理、それから地域での管理というのを通して、来所、あるいは訪問という形で、帰した後の様子を見てきます。再度繰り返される割合、ちょっとこれは数字をはっきりと持ってるわけではございません。残念ながら少し状態が悪化していているということがあれば、その事例に、また再度訪問する。当然、全てがうまくいくわけではございません。そういう意味では、やはり帰った後、見守りとか支援をどうするかをきちんと決め、あとそういったことを受け入れていくということを保護者ともきちんと約束できなければいけない。割合の数字は難しいというふうに思っております。そのようなことでよろしいでしょうか。</p>
<p>副会長</p>	<p>今、割合が分かればってということですが、分かりますか。</p>
<p>事務局（中央児童相談所長）</p>	<p>逆にここでいい加減な数字はちょっと言えないので。ただ全く1回の保護で、きれいに、もうさらっとその後何もないというような事案はやはりないので。やっぱり多少のことは起こるだろうというつもりで、こちらも注意しています。ただ個々のリスクをどう見るかっていう目をちゃんと絶やさないとすることが必要なと。そういう意味では、帰すというのは、帰して終わりではないので、そこに、またやらなければならないことが増えます。</p>
<p>副会長</p>	<p>他にございますでしょうか。大変お忙しい中で、県と一緒に、皆さんとお話をさせていただいたんですが、いくつかのお話があって、これを掘り下げて行って、ある程度分かるものがあれば、出していただきたいと気持ちがありました。</p> <p>次回に、できるだけ、当然のことながら、地域ごとの特色ですが、これを出していただくということは、よろしゅうございますか。そういたしますと、今、次回について、何かこれをやってみたい、みたいっていかやるべきであるというようなご意見がある方は、頂戴しておきたいんですが。</p> <p>最初に資料1で協議会についての、趣旨とか内容とか構成員の問題があって、先ほど内容についての4番目についてってお話もございました。この中でさらに細かくこれをやってみたらってというようなことが、ご意</p>

鈴木委員	<p>見あれば。また途中でも事務局のほうにお寄せいただいてもよろしいですか。</p> <p>じゃあ、委員の方では、もし何かあれば、こういう材料出して、次回の案内いったときにでも、出していただけたらよろしいかなと。よろしゅうございますか。いかがですか。まだ時間が多少ございますが、何かございますか。</p> <p>もう一つ。私たちは、町長会なり市長会なり、それぞれの団体の代表として来てるわけじゃないですか。この会議内容を各選出元に下ろすことは自分たちに任されるってことなんですかね。それともどこかの記事に載るのか。こういう会合がいついつあって、こういう検討しました。どういうふうにやりましたっていう報告は、それぞれに任されるんでしょうか。</p>
事務局（子ども安全課長）	<p>議事録等まとめさせていただきまして、県のホームページに載せるなり、提供するなり考えて。こういった意見が出たということで提供させていただきたいと思いますけども。</p>
事務局（少子化対策局長）	<p>あと、例えば会合とかがあって、県の現状とかについて、説明を求めらるってするのであれば、我々がご説明させていただくのは、可能だと思います。</p>
副会長	<p>他にございますか。よろしゅうございますか。それでは、次回このような形で委員の皆さんがたにご意見があれば、担当のほうに連絡していただいて。また資料提出もお願いしたいっていう要望も出して。資料の要望も出していただきたいと、そのようなやり方をして。次回、より充実したものにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。では、私の役目はこれで終わらせていただきたいと思います。事務局のほうにお返しいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。閉会に当たりまして、知久清志福祉部長からお礼を申し上げます。</p>
事務局（福祉部長）	<p>福祉部長の知久でございます。本日は、児童虐待防止に向けまして、それぞれのお立場から、大変示唆に富むご意見、提案を多くいただきま</p>

事務局	<p>して、誠にありがとうございます。これを契機としまして、ただ今、副会長のほうからもお話がありました、次回に向けて分析するような必要があること、あるいは課題があれば、どんどんおっしゃっていただいて、検討させていただきたいと思います。委員の皆さまからそれぞれの立場で、本日のご意見、ご提案を基に、いただきましたものを基に、児童虐待防止対策に全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。今後とも、ご支援ご協力のほど、よろしく願いを申し上げます。本日の熱心な議論のお礼のあいさつとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、会議は終了いたします。本日はありがとうございました。</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------